平成21年7月31日日本玩具協会

ST基準の改定について (平成21年7月31日通知(3))

平成 21 年 7 月 27 日開催の理事会において、ST 基準(家庭用電機調理器具を利用する 玩具等に関する年齢表示(ST 第一部 7.2.2)、ホルムアルデヒド(ST 第三部 1.6.2 2.8 ②))が、下記のとおり、改定されましたので通知します。

(改定基準は、平成21年9月1日から申請のあった案件から適用する。)

1. ST基準第1部7.2.2(年齢範囲)の改定(改定は、下線部分の追加)

ST基準第1部 物理的・機械的特性

7.2.2.1 年齢表示(対象年齢の表示)

(略)

7.2.2.2 年齢表示(化学玩具)

(略)

7.2.2.3 年齢表示(接着剤又は溶剤)

(略)

現行番号を細分化し、新たに小項目の番号を付番。

7.2.2.4 年齢表示(家庭用電気調理器具を利用する玩具等)

家庭用電気調理器具(レンジ、オーブン、ミキサー、炊飯器、冷凍庫など) を利用する玩具及び調理機能が備わっている玩具については、対象年齢を8 才以上とし、その 包装上にその旨を表示する。

<u>なお、やけど等の事故のおそれが小さいものは、対象年齢を6才以上とすることができる。</u>

(理由)

家庭用電気調理器具(レンジ、オーブン、ミキサー、炊飯器、冷凍庫など)を利用する玩具及び調理機能が備わっている玩具の使用は、海外の基準を参考に、8才以上の子供を対象とすることとする。

なお、冷蔵庫で冷やすなど事故のおそれが小さいものにあっては、対象年齢を6才

以上とすることができることとした。

2. ST基準第3部6.2 2.8 ②(ホルムアルデヒド関係)の改定(改定は、下線部分の追加)。

ST第3部 化学的特性

6.2 24月を超える子供を対象とする繊維製玩具であって、<u>玩具のハンドパペット、腕輪、フード、耳あて、カチューシャなど長時間、直接</u>皮膚に接触して使用するもの、並びに、子供が着用する玩具かつら、つけまつげ、つけひげ又は靴下止めに使用されている接着剤

2.8 ② (同上)

(理由)

繊維製玩具へのホルムアルデヒドの基準に関しては、「繊維製の玩具」を対象とすることが明確となるよう平成21年2月1日に改定。

今回の改定は、例示を明示して、基準内容の一層の明確化を図ったもの。

(例えば、例示から見て、「ポシェットのひも」や「布製の手提げカバンの持ち手部分」などは対象とならない。)

追伸

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 Tm03-3829-2513) までお問合せ願います。